

こくさいこうりょうざいだんしゅさい しゃかいほけんせいどせみなー
かながわ国際交流財団主催 社会制度セミナー

ねんきんせいど 年金制度について学ぼう！

ろうご けが とき あんしん す し
～老後や怪我をした時などに安心して過ごすために知っておくこと～



れいわ ねん がつ にち ど
令和 4年 1月 29日 (土)

おふいす さいとう

オフィス斉藤

しゃかいほけんろうむし ぎょうせいしよし さいとうくみこ
社会保険労務士 行政書士 齊藤 久美子

きょう はなし 今日のお話

- こくみんねんきん 国民年金のこと
- かにゆう ひと 加入する人のこと
- ほけんりょう 保険料のこと
- ていきびん 「ねんきん定期便」のこと
- う きゅうふ 受けとれる給付のこと
- しゃかいほしょうきょうてい 社会保障協定のこと



こくみんねんきんせいど 国民年金制度って何？

こくみんねんきん にほん す ひと
国民年金は、日本に住んでいる人が
おたが ささ せいど
互いに支えあう制度です。



- ① 65才以上の高^{こう}齢^{れい}になったり (⇒ 老^{ろう}齢^{れい}年^{ねん}金^{きん})
- ② 病^{びょう}気^きや怪^け我^がが原^{げん}因^{いん}で障^{しょう}害^{がい}になったり (⇒ 障^{しょう}害^{がい}年^{ねん}金^{きん})
- ③ 死^し亡^{ぼう}したとき (⇒ 遺^い族^{ぞく}年^{ねん}金^{きん})

ほんにん いぞく せいかつほしょう ねんきん う
本人や遺族の生活保障として年金が受けとれます。

だれ かにゆう 誰が加入するの？

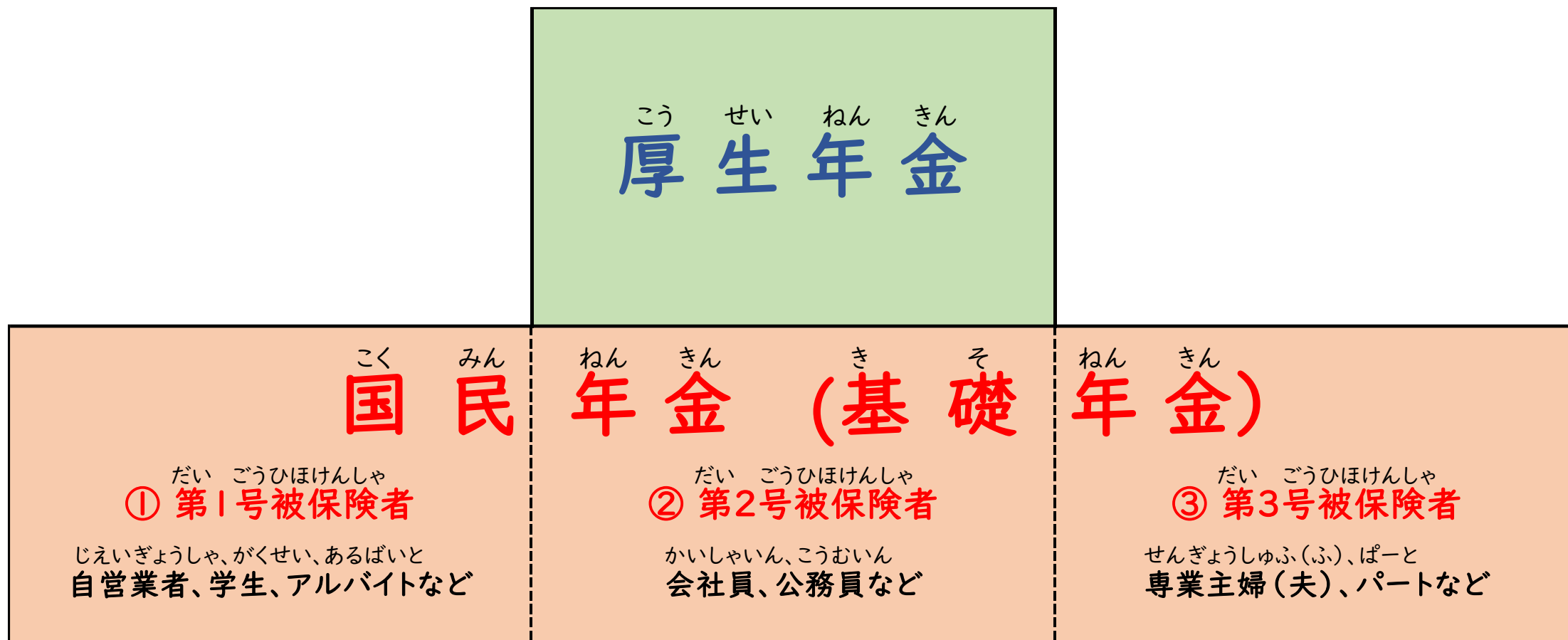
- ^{にほんこくない}日本国内に住む^す20才以上^{さいいじょう}60才未満^{さいみまん}の人は、原則的に^{ひと}全員、^{げんそくてき}国民年金に^{ぜんいん}加入^きする決まりになっています。

- ^{こくせき}国籍は^{かんけい}関係ありません。

- ^{かにゆうしゃ}加入者は^{しゅるい}3種類に^わ分かれています。
- ① ^{だい}第1号^{ごう}被保険者
- ② ^{だい}第2号^{ごう}被保険者
- ③ ^{だい}第3号^{ごう}被保険者



こくみんねんきん こうせいねんきん 国民年金と厚生年金



ごう 2号

◎加入者

- 会社員、公務員など
- 厚生年金の加入者(老齢年金を受けられる65才以上は除く)
- 20才未満や60才以上でも可、国内在住でなくても可
- 加入の手続きは勤務先が行います

◎保険料

- 標準報酬月額(標準賞与額)×18.3%
- 本人と事業主とで半分ずつ負担
- 給料から天引きされて勤務先が納付



ごう 3号

◎^{かにゆうしゃ}加入者

- ^{せんぎようしゆふ(ふ)}専業主婦(夫)、^{ぱーと}パートなど
- ^{ごう}2号に^{ふよう}扶養されている^{はいぐうしゃ}配偶者(健康保険の^{きじゆん}基準)
- ^{こくないざいじゆう}国内在住の^{さいいじゆう}20才以上^{さいみまん}60才未満
- 加入の手続きは^{かにゆう}2号の^{てつづ}勤務先^{ごう}が行います^{きんむさき}

◎^{ほけんりよう}保険料

- ^{ほんにんふたん}本人負担なし



ごう 1号

◎加入者

- 国内在住の20才以上60才未満
- 2号・3号以外の人
- 自営業者、学生、アルバイト、厚生年金適用外の事業所で働く人、フリーターなど
- 加入の手続きは本人が住所地の役所や年金事務所で行います

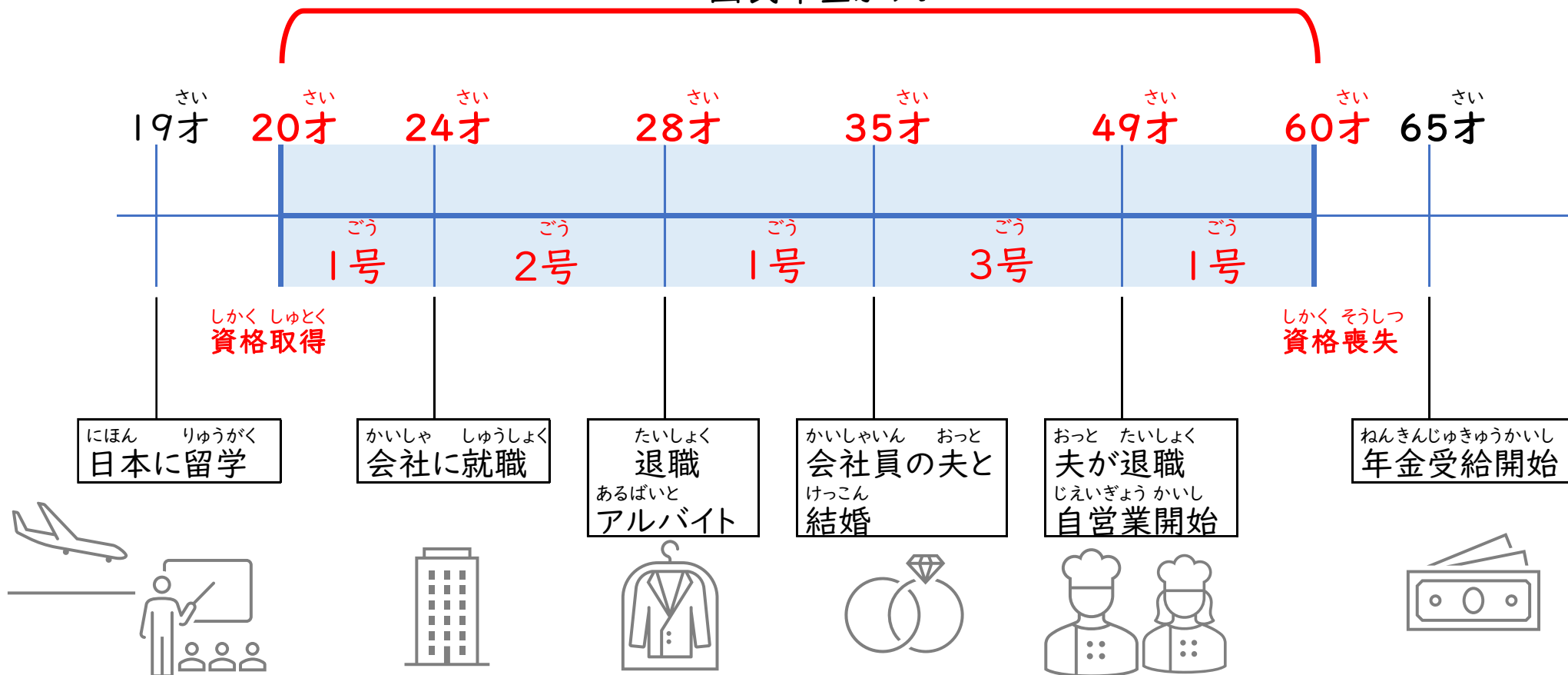
◎保険料

- 定額制：月額16,610円（R3年度）自分で納付
- 免除・猶予制度あり
- 付加保険料あり（月額400円）



わたし なんごう 私は何号？

こくみんねんきんかにゆう
国民年金加入



ごう ようちゅうい じぶん てつづ ひつよう 1号になるときは要注意! 自分で手続きが必要です

てつづ じゅうちよち やくしよ ねんきんじむしよ
手続きするところ: 住所地の役所や年金事務所

◎ 2号⇒1号になるとき

かいしゃ たいしよく
・会社を退職した

◎ 3号⇒1号になるとき

ごう おっと(つま) たいしよく
・2号の夫(妻)が退職した

りこん
・離婚した

じぶん しゅうにゆう ふ めやす ねんしゅう まんいじょう
・自分の収入が増えた(目安: 年収130万以上)

ごう おっと(つま) さい ろうれいねんきん う
・2号の夫(妻)が65才になり老齢年金を受けようになった



ごう ほけんりょう めんじょ ゆうよせいど

1号の保険料は免除・猶予制度があります

けいざいてき ほけんりょう おさ ひと たいしょう ねんいなし
経済的に保険料を納めることがむずかしい人などが対象。10年以内
ならあとから納めること（追納）もできます。

① 免除制度

ほんにん せたいぬし はいぐうしゃ ぜんねんしよく いっていがくいか ばあい しんせい
本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により
ほけんりょう ぜんがく いちぶ はら めんじょ
保険料の全額または一部を払わなくてよくなります（免除）。

れいわ ねんど 令和3年度	ぜんがくしはら 全額支払い	ぶん めんじょ 4分の1免除	はんがくめんじょ 半額免除	ぶん めんじょ 4分の3免除	ぜんがくめんじょ 全額免除
ほけんりょうげつがく 保険料月額	¥16,610	¥12,460	¥8,310	¥4,150	¥0
参考(さんこう): ろうれいきそねんきん がく 老齢基礎年金の額	100.0% (¥780,900)	87.5% (¥683,288)	75.0% (¥585,675)	62.5% (¥488,063)	50.0% (¥390,450)

ごう ほけんりょう めんじょ ゆうよせいで 1号の保険料は免除・猶予制度があります

② 納付猶予制度

50才未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付を延ばしてもらえます(猶予)。

③ 学生納付特例

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付を延ばしてもらえます(猶予)。

⇒ ②、③の場合は、10年の資格期間は増えますが、老齢基礎年金の額は増えません。手続きをしない場合(未納)はどちらも増えません。

⇒ そのほか、失業や新型コロナにより収入が下がった場合、免除や猶予の申請ができることがあります。

1号の保険料は免除・猶予制度があります

◎申請免除・猶予の所得の目安

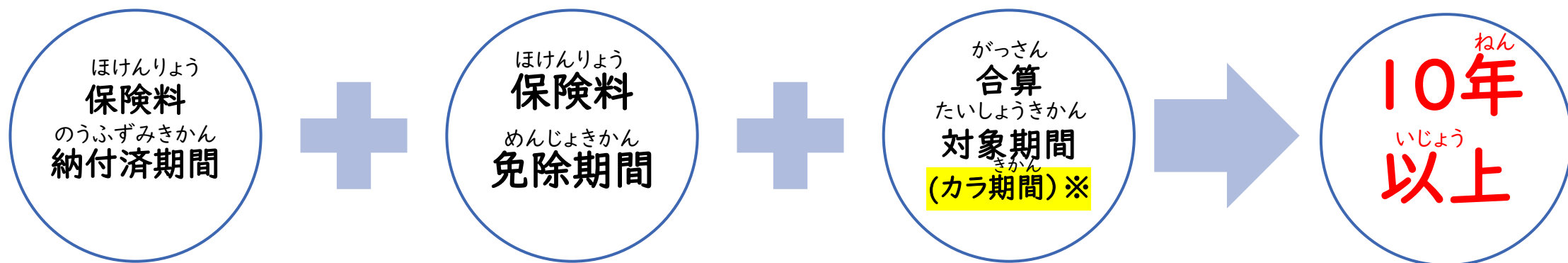
前年（1月～6月までは前々年）の所得が次に示した額以下であること

- (1) 全額免除: $(\text{扶養親族の数} + 1) \times 35\text{万円} + 32\text{万円}$
- (2) 4分の3免除: $88\text{万円} + \text{扶養親族の数} \times 38\text{万円} ※$
- (3) 半額免除: $128\text{万円} + \text{扶養親族の数} \times 38\text{万円} ※$
- (4) 4分の1免除: $168\text{万円} + \text{扶養親族の数} \times 38\text{万円} ※$
- (5) 納付猶予制度: $(\text{扶養親族の数} + 1) \times 35\text{万円} + 32\text{万円}$
- (6) 学生納付特例: $128\text{万円} + \text{扶養親族の数} \times 38\text{万円} ※$

※ 同一生計配偶者・老人扶養親族のときは48万円、16才以上23才未満
の特定扶養親族のときは63万円

じゅきゅうしかくきかん 受給資格期間は10年必要

ねんひつよう



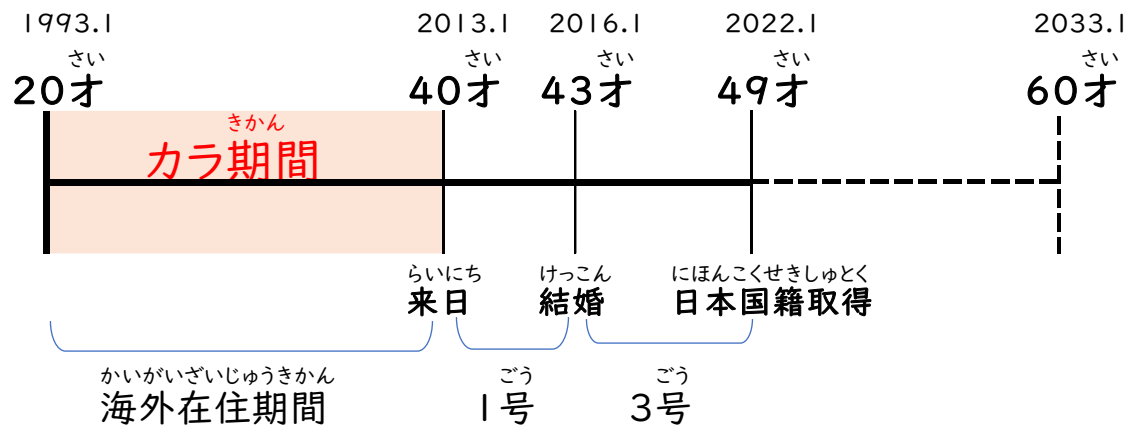
げんそく さい ろうれいねんきん う
原則、65才から老齢年金を受けとれる

※カラ期間
資格期間を増やせる特例的な期間 (年金額は増やせない)

きかん れい カラ期間の例

- 1961.5.1 いご S36.5.1以後、20～65才前までに日本国籍を取得した人、永住許可を受けた人の
- ① 日本在住で国民年金に加入できなかったS36.4～S56.12までの期間
- ② 海外在住でS36.4から日本国籍を取得した日等の前日までの期間で
20才以上60才未満の期間

※外国籍の女性が来日し、日本在住の会社員と結婚後、日本国籍を取得した例



★カラ期間を証明する書類（自分で証明）

日本に上陸した日や、国籍を取得したことが分かる書類

- 外国人登録原票（法務省入管管理局）
- パスポート
- 住民票
- 戸籍謄本 など



「ねんきん定期便」を確認しよう！



- ・内容 ないよう
 - ・対象者 たいしょうしゃ
 - ・時期 じき
- ろうれいねんきん じょうほう
老齢年金の**情報**
こくみんねんきん・こうせいねんきんかにゆうしゃ
国民年金・厚生年金加入者（ろうれいねんきん じゅきゆうしゃ **老齢年金の受給者含む**）
まいとしたんじょうづき ゆうそう にち たんじょうび ばあい ぜんげつ
毎年誕生日月に郵送（1日が誕生日の場合は前月）

くぶん 区分	そうふ けいしき 送付形式	おも ないよう 主な内容
さい みまん 50才未満	ハガキ	ちよっきん ねんかん かにゆう じょうきよう 直近1年間の加入状況 ほけんりょう のうふ がく ・保険料納付額 ねんきんかにゆうきかん ・年金加入期間
さい さい ふしめ ねんれい 35才・45才（節目年齢）	ふうしょ 封書	ぜんかにゆう きかん ねんきん きろく じょうほう 全加入期間の年金記録情報 かにゆうじっせき ねんきんがく ・これまでの加入実績に応じた年金額
さい いじょう 50才以上	ハガキ	ちよっきん ねんかん かにゆう じょうきよう 直近1年間の加入状況 ほけんりょう のうふ がく ・保険料納付額 ねんきんかにゆうきかん ・年金加入期間
さい ふしめ ねんれい 59才（節目年齢）	ふうしょ 封書	ねんきん みこみ がく じゅきゆうしゃいがい ・年金見込額（受給者以外）

「ねんきん定期便」の年金加入期間のみかた

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

ねんきんかにゆうきかん 国民年金 (a)			ねんきんかにゆうきかん 船員保険 (c)	ねんきんかにゆうきかん 厚生年金保険 (b)		ねんきんかにゆうきかん 厚生年金保険 計	ねんきんかにゆうきかん 合計 (a+b+c)	ねんきんかにゆうきかん 合算対象期間等 (d)	ねんきんかにゆうきかん 受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)		一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金			
75 月	0 月	75 月	0 月	380 月	0 月	0 月	455 月	0 月	455 月

120月(10年)以上か?

⇒老齢年金等と関係

300月(25年)以上か?

⇒遺族年金等と関係

「ねんきん定期便」と永住許可申請

令和元年度から永住申請にあたり、**直近2年間の年金保険料の納付状況**を証明する資料が必要になりました。具体的には以下の資料になります。

① 「ねんきん定期便」(全期間の年金記録情報が表示されているもの)
ハガキ形式のものは使用できません。全期間の年金記録情報が表示されているものは、日本年金機構に交付申請を行うことができます(P.27)。

② 「ねんきんネット」の「各月の年金記録」の印刷画面
日本年金機構のホームページ(以下のURLを参照)から、ねんきんネットに登録することができます。https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

③ 国民年金保険料領収証書(写し)

ろうれいねんきん 老齢年金



- 資格期間が10年以上ある方は、65才以降、国民年金から「老齢基礎年金」を生涯受けとれます。

年金額 780,900円

(40年間保険料を納めた場合の令和3年度の額)

※資格期間は10年あればいいということではありません。

$780,900\text{円} \times 10\text{年} / 40\text{年} = 195,225\text{円}$ となってしまいます。

- 厚生年金に加入したことがある人は「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は過去の報酬と加入期間などによってきまります。

しょうがいねんきん 障害年金

- 国民年金加入中に初診日がある病気やケガにより、
障害等級1級または2級に該当する障害の状態の場合は、
国民年金から「障害基礎年金」を受けとれます。

ねんきんがく えん きゅう れいわ ねんど がく
年金額 976,125円 (1級の令和3年度の額)

えん きゅう れいわ ねんど がく
780,900円 (2級の令和3年度の額)

※保険料未納の時期があると受けとれないことがあります。



- 厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。
年金額は過去の報酬と加入期間などによってきまります。

いぞくねんきん 遺族年金

- 国民年金加入中の方が亡くなった場合は、
その方に生計を維持されていた遺族
(子のある配偶者、または子)は
国民年金から「遺族基礎年金」を受けとれます。

年金額 1,005,600円 (780,900円 + 224,700円)

(子が一人ある配偶者に支給される令和3年度の年額)

※保険料未納の時期があると受けとれないことがあります。



- 亡くなった方が厚生年金に加入していた場合は、「遺族厚生年金」が
上乘せされます。年金額は過去の報酬と加入期間などによってきまり
ます。遺族の範囲も広くなります。
(その方に生計を維持されていた①配偶者・子②父母③孫④祖父母)

しぼういちじきん 死亡一時金とは？

- 1号として保険料を納めた月数の合計が36ヵ月（3年）以上ある人が、
「老齢基礎年金」「障害基礎年金」どちらも受けたことがないまま死亡
したときに、その人と生計をともにしていた遺族に支給されます。
(①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹)

ほけんりょう おさ つきすう 保険料を納めた月数			きんがく 金額
かげつ いじょう 36ヵ月以上	かげつ みまん 180ヵ月未満		えん 120,000円
180	～ 240		145,000
240	～ 300		170,000
300	～ 360		220,000
360	～ 420		270,000
420	～		320,000

だったいいちじきん 脱退一時金とは？



◎請求できる人

国民年金または厚生年金の加入期間が6カ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格がない外国人は、被保険者の資格を喪失し、日本国内に住所がなくなってから2年以内に請求を行えば脱退一時金が支給されます。脱退一時金を受けた期間は資格期間とならないので、将来、日本の老齢年金を受けとる可能性がある人は注意が必要です。

◎手続き

- ①お住まいの市区町村に、転出届を提出
- ②出国後、脱退一時金の請求書と添付書類を日本年金機構宛に送る
(〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24)

だったいいちじきん がく こくみんねんきん 脱退一時金の額（国民年金）

はら払った保険料のうち、ほけんりょう最大で半額がさいだい戻るはんがくイメージ（れいわ令和3年度）

ほけんりょうのうふずみきかんと 保険料納付済期間等の月数		しきゅうがくけいさん 支給額計算に用いる数	しきゅうがく 支給額
かげつじょう 6カ月以上	かげつみまん 12カ月未満		えん 円
12	～ 18	6	49,830
18	～ 24	12	99,660
24	～ 30	18	149,490
30	～ 36	24	199,320
36	～ 42	30	249,150
42	～ 48	36	298,980
48	～ 54	42	348,810
54	～ 60	48	398,640
60	～	54	448,470
60	～	60	498,300

しゃかいほしょうきょうてい 社会保障協定とは？

企業から派遣されて海外で働く場合などは、
原則として、自国と相手国の両方の年金制度
に加入することになっています。そのため、保険
料を二重に負担しなければならなかったり、
相手国で負担した保険料が、期間不足のため
年金受給につながらないことがあります。

◎二重加入の防止

相手国が右の国の場合、派遣されて就労
していて、かつ、短期間（多くの場合5年以内）
の就労であれば、自国（派遣元）の年金制度
のみに加入すればよいことになっています。



ドイツ
どいつ



英国
いぎりす



韓国
かんこく



アメリカ
あめりか



ベルギー
べるぎー



フランス
ふらんす



カナダ
かなだ



オーストラリア
おーすとらりあ



オランダ
おらんだ



チェコ
ちえこ



スペイン
すぺいん



アイルランド
あいるらんど



ブラジル
ぶらじる



スイス
すいす



ハンガリー
はんがりー



インド
いんど



ルクセンブルク
るくせんぶるく



フィリピン
ふいりびん



スロバキア
すろばきあ



中国
ちゅうごく

しゃかいほしょうきょうてい 社会保障協定とは？

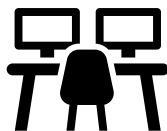
ねんきんかにゆうきかん つうさん いぎりす かんこく ちゅうごく のぞ ◎年金加入期間の通算（イギリス、韓国、中国を除く）

がいこく ねんきんせいど かにゆう かにゆうきかん ひつようきかん
外国の年金制度に加入しても、その加入期間のみでは必要期間を
みたせず、**ほけんりょう か す 保険料が掛け捨て**になってしまいます。

きょうてい たが あいて くに ねんきんせいど かにゆうきかん じこく
そこで、協定ではお互いに**相手の国の年金制度の加入期間を自国の**
きかん 期間とみなして、**つうさん きかん けいさん 通算**して期間を計算することにより、**ろうれいねんきんじゅきゅうけん 老齢年金受給権**
かくほ かのう 確保が可能となっています。協定を締結した両国の窓口で**あいてこく ねんきんせいきゅうしょ じゅり 相手国の年金請求書**を**あいてこく そうふ 相手国に送付**することとしています。
ねんきんせいきゅうしょ ようし かつこく まどぐち いらい だうんろーど
年金請求書などの用紙も各国の窓口**に依頼してダウンロード**してもら
うしくみもあります。

といあわ さき 問合せ先

◎^{まどぐちそうだん}窓口相談



- ^{ねんきんじむしょ}年金事務所
- ^{まちかど}街角の^{ねんきんそうだん}年金相談センター
- ^{しくやくしょ}市区役所・^{ちょうそんやくば}町村役場

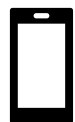
^{ねんきん}年金について詳しく知りたい方は日本年金機構^{くわ し かた にほんねんきんきこう}HPをごらんください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

^{もよ}最寄りの場所はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/index.html>

◎^{でんわそうだん}電話相談



- ^{よやくうけつけそうだんでんわ}予約受付専用電話 0570-05-4890 または 03-6631-7521
- ^{だいやる}ねんきんダイヤル 0570-05-1165 または 03-6700-1165
- ^{ていきびん}ねんきん定期便・^{ねっと}ねんきんネット^{せんようだいやる}専用ダイヤル
0570-058-555 または 03-6700-1144

(^{はじ}050から始まる^{でんわ}電話のとき)

おわりに

ねんきんせいど
年金制度は、いざというときに自分や家族をたすけてくれる
せいど
制度です。分らないからといって何も手続きをしないでいると、
ろうご
老後や怪我をした時などに本当に生活に困ってしまいます。



ひつよう
必要な手続きを正しく行い、みんなで安心して
す
過ごせるような社会を一緒につくっていきましょう。

せいちょう
ご清聴ありがとうございました

